

資源物（剪定枝）搬入届出書

令和 3 年 4 月 1 日

茅ヶ崎市長 宛  
(株)都実業 宛

(住所) 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

(電話番号) 0467-82-1111

(氏名) 茅ヶ崎 えぼし麻呂

下記のとおり剪定枝を搬入します。

記

- 1 発生場所  同上  
 その他（茅ヶ崎市 \_\_\_\_\_）
- 2 樹種  枝・葉・つる  幹  草  混載  竹  根株  竹根  
※ いずれかの樹種一つに✓をご記入ください。（樹種が複数ある場合は「混載」に✓をご記入ください。）

以上

【(株)都実業記入欄】

- ▶ 本人確認  運転免許証  その他（ \_\_\_\_\_ ）
- ▶ 数量 \_\_\_\_\_ kg

(注意及び茅ヶ崎市指導事項)

- 1 搬入の際は必ずこの届出書をご提出ください。届出書の提出が無い場合は搬入できません。
- 2 搬入可能な剪定枝の発生場所は、茅ヶ崎市内でかつ届出人の所有地及び占有地に限ります。届出人の住所と剪定枝の発生場所が異なる場合は、発生場所の住所が記載された証明書類（公共料金等のお知らせ等）をご提示ください。
- 3 事業活動に伴って発生した剪定枝の搬入は有料となります。
- 4 木材や木製品等剪定枝以外のものは搬入できません。
- 5 剪定枝を束ねていた紐やごみ袋等はお持ち帰りください。
- 6 不適正な搬入（茅ヶ崎市外で発生した剪定枝の搬入や事業活動に伴って発生した剪定枝の搬入等）が認められた場合は、処分費を請求するとともに以後の搬入を禁止します。